

下 関 市 告 示 第 5 5 1 号
令和 8 年 (2026 年) 7 月 1 4 日

下関市公売公告兼見積価額の公告 (第 1 号)

国税徴収法第 9 4 条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第 9 5 条の規定により公告する。

また、同法第 9 8 条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第 9 9 条の規定により公告する。

下関市長 前田 晋太郎

記

1 公売財産の種類

不動産

2 公売に係る財産及び見積価額並びに公売保証金

(1) 売却区分番号 第 1 号

ア 公売に係る財産 以下のとおり (全部事項証明書による表示)
(土地の表示)

不動産番号	2 5 0 4 0 0 0 1 2 1 8 1 4
所 在	下関市一の宮町三丁目
地 番	1 2 番 1 0
地 目	宅地
地 積	2 5 1 . 1 1 m ²

※本件土地の上には、建物が 1 棟存在しています。不動産登記簿上、建物の所有者は本件土地の所有者とは異なり、土地所有者と建物所有者の間で平成 1 8 年 7 月 2 4 日付の使用賃借契約が結ばれており、賃

(掲載期限 : 令和 8 年 8 月 1 4 日まで)

料は無償で契約期間は平成19年4月1日より20年間とし、当事者協議のうえ更新できるものとなっている。

イ 見 積 価 額 : 3, 7 0 0, 0 0 0 円 (非課税財産)

ウ 公売保証金 : 3 7 0, 0 0 0 円

3 公売方法

期日入札

4 入札及び開札の日時

(1) 入札 令和8年 7月28日(火)

午前10時30分 から 午前10時40分まで

(2) 開札 令和8年 7月28日(火) 午前10時42分

※公売当日は、午前10時00分に公売会場を開場いたします。

午前10時20分までに公売保証金の納付等入札参加手続きをお済ませください。

5 公売場所

下関市役所本庁舎西棟5階 506会議室

下関市南部町1番1号

6 売却決定日時及び場所

(1) 日時 令和8年 8月 6日(木) 午前10時00分

(2) 場所 下関市役所財政部納税課

山口県下関市南部町1番1号

7 買受代金納付期限

令和8年 8月 6日(木) 午後 2時30分

8 買受人についての資格、その他の要件

無し

9 公売保証金について

(1) 公売保証金とは

国税徴収法により定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。公売保証金は、下関市が、売却区分番号ごとに、見積価額（最低入札価額）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 公売保証金の納付方法

現金（直接持参）

10 買受代金の納付

(1) 買受代金の納付期限について

買受人などは、買受代金納付期限までに下関市が納付を確認できるよう買受代金（買受代金に充当される公売保証金を除く）を一括で納付してください。買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、納付された公売保証金を没収し、返還しません。

(2) 買受代金の納付方法

銀行振込、直接持参（現金のみ）

11 配当を受ける者の権利の申し出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を下関市役所財政部納税課まで申し出てください。

なお、債権現在額申立書の用紙は下関市役所財政部納税課に用意してあります。

12 主な公法上の規制等

(1) 区 域：市街化区域

(2) 用途地域：第一種住居地域

(建ぺい率 60%、容積率 200%)

(3) 防火規制：なし

(4) 高さ制限：道路斜線制限・隣地斜線制限あり

(5) 日影制限：あり

(6) その他：屋外広告物を設置する際には原則として許可が必要
建築基準法 22 条指定区域

1.3 その他

(1) 以下に該当する者は、公売財産を買い受けること、及びせり売に参加することはできません。

ア この公売公告に違反した者

イ 国税徴収法第 92 条に規定する者

ウ 国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当する者

(2) 入札者に国税徴収法第 108 条各号及び同条第 5 項に該当する事実があった場合は、最高価申込者等の決定を取り消します。

(3) 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければ入札できません。

(4) 所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札して下さい。
入札価額を訂正したものは無効として取扱います。

なお、一度提出した入札書の引換、変更または取消しはできません。

(5) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者と決定し、最高価申込者に対して売却決定を行います。

(6) 最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札場所において、開札後直ちに追加入札を実施します。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。

(7) 入札の方法による場合、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高価格入札価額から公売保証金の

額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。

- (8) 次順位買受申込者に係る売却決定日時・買受代金納付期限
売却決定日時

令和8年 8月 6日(木) 午後 3時00分

買受代金納付期限

令和8年 8月14日(金) 午後 2時30分

- (9) 公売財産に係る徴収金の完納事実が、買受代金の納付前に証明された場合、又は買受代金納付後であっても取り消すべき事由があるときは売却決定を取消します。

- (10) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。

なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、公売財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。

- (11) 下関市は買受人に対して公売財産の引渡しを行いません。

また、下関市は公売財産について種類または品質に関する担保責任等を負いません。公売財産の土地の境界については、隣地土地所有者との協議を要します。

- (12) 公売財産の換価に伴う危険負担の移転の時期は、買受代金の全額を納付した時となります。よって、買受代金の全額納付後において、その財産上に生じた危険は買受人の負担となります。

- (13) 公売財産の権利移転について登記(登録)を要するものは、登録免許税の額に相当する印紙、または国庫金領収証(登録免許税法第23条)を、別途交付する「所有権移転登記請求書」と共に令和8年8月6日(木)までに下関市財政部納税課に提出して下さい。

- (14) 本件公売は国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書を提出しなければ入札できません。

詳細は下関市ホームページ、もしくは下関市役所財政部納税課

にて確認して下さい。

- (15) 上記売却決定の日時まで、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び売却代金の納付の期限が変更される場合があります。
- (16) 公売公告の内容及び公売財産にかかわる図面・地図・写真等は、下関市役所財政部納税課で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。
- (17) 公売財産の土地の土壌汚染についての調査は行っていません。
- (18) 公売財産の土地には、第三者所有の建物が存在します。土地の取得後は、買受人の責任において建物所有者との協議・調整が必要となります。下関市は当該協議・調整には関与いたしません。
- (19) 公売財産の土地には動産等が残されている可能性があります。
当該動産等は、公売の対象外であるため、その処理等は、その所有者等と協議する等し、全て買受人の責任において行ってください。
- (20) 下関市は差押えている公売財産の登記簿上持分の権利移転登記のみ行います。
- (21) 本件公売に関する手続きの詳細については、「下関市公売の手引き（期日入札の場合）」をご確認ください。
- (22) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- (23) 公売の際の注意事項については、別紙のとおりです。

公売の際の注意事項

記

1 入札価額

- (1) 課税財産の見積価額には、消費税及び地方消費税に相当する金額が含まれていますので、最高価申込者の入札価額をもって売却決定します。

(参考)「課税財産」とは消費税法別表第二(第6条関係)に掲げる財産以外の財産をいい、「非課税財産」とは消費税法別表第二(第6条関係)に掲げる財産をいいます。

- (2) 混在財産(課税財産と非課税財産とが混在している財産)の入札にあたっては、それぞれに区分することなく一括した金額で入札してください。

なお、この場合も、最高価申込者の入札価額により売却決定をします。

2 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札した金額が見積価額以上で、かつ最高価の価額である者に対して行います。

3 次順位買受申込者の決定

次順位買受申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札された金額により行います。